

立川市練成館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市練成館条例の一部を改正する条例

立川市練成館条例（昭和38年立川市条例第77号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前と改正後とを比較して、

改正後	改正前																
（使用） 第3条 ……略…… 2 市長は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当すると認めた場合においては、その使用を承認してはならない。 (1)～(3) ……略…… （使用条件の変更等） 第5条 市長は、使用者が<u>次の各号のいずれかに</u>該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。 (1)～(3) ……略…… 2 ……略…… （使用料の減免） 第6条の2 市長は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、申請により、その使用料を減免することができる。 (1)及び(2) ……略…… 別表（第6条関係） <table><tr><th>使用種別</th><th>施設区分</th><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td></td><td>…略…</td><td>……略……</td><td>……略……</td></tr></table>	使用種別	施設区分	使用区分	使用料		…略…	……略……	……略……	（使用） 第3条 ……略…… 2 市長は、<u>次に掲げる各号の一に</u>該当すると認めた場合においては、その使用を承認してはならない。 (1)～(3) ……略…… （使用条件の変更等） 第5条 市長は、使用者が<u>次に掲げる各号の一に</u>該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。 (1)～(3) ……略…… 2 ……略…… （使用料の減免） 第6条の2 市長は、<u>次に掲げる各号の一に</u>該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、申請により、その使用料を減免することができる。 (1)及び(2) ……略…… 別表（第6条関係） <table><tr><th>使用種別</th><th>施設区分</th><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td></td><td>…略…</td><td>……略……</td><td>……略……</td></tr></table>	使用種別	施設区分	使用区分	使用料		…略…	……略……	……略……
使用種別	施設区分	使用区分	使用料														
	…略…	……略……	……略……														
使用種別	施設区分	使用区分	使用料														
	…略…	……略……	……略……														

貸切使用	相撲場	午前	前半又は 後半	市内団体	<u>400円</u>
				市外団体	<u>800円</u>
		午後	前半又は 後半	市内団体	<u>600円</u>
				市外団体	<u>1, 200円</u>
		夜間		市内団体	<u>1, 000円</u>
				市外団体	<u>2, 000円</u>
…略…	…略…	……略……		……略……	

備考

(1)～(2) ……略……

(3) ……略……

(4) ……略……

貸切使用	相撲場	午前	前半又は 後半	市内団体	<u>200円</u>
				市外団体	<u>400円</u>
		午後	前半又は 後半	市内団体	<u>300円</u>
				市外団体	<u>600円</u>
		夜間		市内団体	<u>500円</u>
				市外団体	<u>1,000円</u>
…略…	…略…	……略……		……略……	

備考

(1)～(2) ……略……

(3) 柔道場において畳を使用しないときは、剣道場の例による。(4) 相撲場使用料は、1面を使用するときの額とする。(5) 使用時間の延長は、管理上支障がない場合に限り承認し、その使用料は、1時間以内につき、使用の延長を承認した使用区分に係る使用料の100分の30とする。

(6) ……略……

(7) ……略……

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

